

同窓会会則

第1条 (名称)

本会は、山梨県立甲府西高等学校同窓会と称する。

第2条 (目的)

本会は、会員相互の親睦をはかり、母校との連絡を密にしつつ、進んで相互の向上進歩をはかることを目的とする。

第3条 (組織)

本会は、下記の者をもって組織する。

1. 会員 (1) 普通会員 - 県立山梨県高等女学校・山梨県立高等女学校・山梨県立第一高等女学校・山梨県立甲府高等女学校の本科並びに専修科・実科の卒業生、補修科・専攻科修了生、併設中学校卒業生、山梨県立甲府第二高等学校、山梨県立甲府西高等学校卒業生
(2) 準会員 - 本会設立家政研究科修了生及び本校に在籍した者の中の希望者で、2名以上の会員から推薦された者
2. 客員 母校の職員及び旧職員

第4条 (役員)

本会に下記の役員をおき、任期を2ヵ年とする。ただし再選をさまたげない。

1. 会長 (1名) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。選出は理事会の互選により選出し総会の承認を得る。
2. 副会長 (若干名) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。選出は理事の中より会長が委嘱する。
3. 事務局長 (1名) 事務局は、庶務、企画、会計各部と会長副会長との連絡調節、各種記録の保存管理等本会の業務全般の事務処理を担当する。
4. 庶務部長 (1名) 庶務部は、議事録の作成、行事全般の記録、欠席役員に対しての連絡通達、会報の作成等を担当する。
5. 企画部長 (1名) 企画部は、講演会、レクリエーション等、同窓会事業の立案、回生対策等を担当する。
6. 会計部長 (1名) 会計は、一般会計及びその他の会計の金銭管理、事業予算対策及び終身会費の徴収等を担当する。

※ 上記の事務局長、庶務、企画、会計の各部長1名、事務局次長2名、各副部長2名を選出する。事務局次長、副部長は、事務局長、部長を補佐し局長部長事故あるときは代行する。事務局長、事務局次長、各部長、副部長の選出を、理事及び理事経験者の中より会長が委嘱する。

7. 常任理事 (若干名) 理事及び理事経験者の中より会長が委嘱する。事務局、庶務、企画、会計の各部門に所属し事務を担当する。

-
8. 理 事 各回生より選出し会長が委嘱する。諸事項を協議し、本会と回生の連絡に当たる。
 9. 校内理事（若干名）母校の職員から会長が委嘱する。母校と本会との連絡に当たる。
 10. 会計監査（2名）理事の互薦により選出し、総会の承認を得て会計監査に当たる。
 11. 顧 問（若干名）母校の現職の校長・教頭及び本会の会長であった者は顧問とする。また本会のために特に適當と認められた者は、理事会において推薦し、顧問とする。名誉顧問をおくこともできる。

第 5 条 (総会・入会式)

定期総会は、毎年度できるだけ早期に開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。新会員入会式は、卒業式の前日に行う。

第 6 条 (役員会)

会長は、必要に応じて常任理事会・理事会を召集する。

第 7 条 (事業)

本会は、次の事業を行う。

- (1) 会報及び名簿の発行
- (2) 在校生への奨学金制度
- (3) その他本会の目的達成に関する必要と認められた事業

第 8 条 (決議)

本会の決議は、総会において、出席会員の過半数の同意を得てこれを定める。

第 9 条 (経費)

本会の経費は、入会金・終身会費並びに寄付金をもってこれに当てる。

- (1) 会員は、入会の際、入会金、終身会費を納入する。
- (2) 昭和 57 年度以前の会員は、終身会費を納入する。

第 10 条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 11 条 (届出事項)

- (1) 会員は、その住所・氏名に変更があったとき、その他一身上の異動のあったときは、直ちに事務局に通知する。
- (2) 本会に支部を置くことができる。
- (3) 会員が本会の後援を必要とする場合は、別紙に必要事項を記載の上、会長に届出、理事会の承認を得る。

第 12 条 会員及び客員の慶弔、その他の件については、別に決めた内規により行う。

付 則 この会則は平成 11 年 4 月 29 日から施行する。

改訂 平成 16 年 5 月 2 日

改訂 平成 28 年 5 月 15 日

改訂 平成 29 年 5 月 14 日